

人はだれもが、言論、表現、思想、良心の自由をもっています。自ら信じ、自ら思うところを広く人々に伝えること、これは民主主義の基本です。

日本国憲法はこのことを「侵すことのできない永久の権利」として、すべての国民に等しく保障していま

す。

教職員も例外ではありませんが、とりわけ、政治活動の自由は、憲法の国民民主権の原理に直結した国民の重要な権利であり、憲法21条が保障する表現の自由の根

及び政治的権利を有する」としています。ILO・ユ

ネスコ「教員の地位に関する勧告」は「教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を自由に行使すべきであり、かつ、公職につく

づけています。

ところが、現行の公職選挙法や公務員法の中には、本来自由であるべき選挙活動に不当な制限を加える条項があります。

しかも、文部科学省など

国民としての権利行使で 政治の流れを変える力に

幹をなしています。

国際的にも、ILO第1

51号条約(日本は未批准)

は公務員の政治的・市民的権利について、他の労働者と同様に、結社の自由の正常な行使に不可欠な市民的

権利をもたなければならぬ」と明確に述べた上で、

たんに教員の個人的な自由を保障するにとどまらず、教員の専門性の保障と発揮という観点からも積極的に政治的・市民的権利を位置

は、これら違憲の制限をさらに誇大に宣伝し、教職員の選挙活動を妨害しようとして

います。現行法規によつて、教職員に対して「刑罰によつて禁止」されているのは、公職選挙法137

条の「児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用した運動だけです。また、ここで言う「教育上の地位利用」というのは、「担任・教科担当の教員が、児童・生徒・学生に教育上不利を与える可能性のある現在の教え子の保護者に投票依頼すること」と一般的には解釈されています。

4月の地方選挙に始まり、7月の参議院選挙までつづく今年の政治戦は、憲法改悪をめぐる歴史的にも重大なたたかいです。一人ひとりの組合員がこのたかきに積極的に参加し、政治の流れを変えていきましよう。

(全教生権局長 蟹澤昭三)

主張

新聞全教

解説